

【第一問】－50 点－

問 1（25 点）

本問は、土地に係る固定資産税の負担調整措置についての基本的な理解を問う問題である。

負担調整措置は、評価替えによる評価額の上昇に対して、納税者の税負担の激変を緩和しつつ、負担の不均衡を解消して新評価額に基づく税負担に近づけていくために講じられる措置であるが、住宅用地と住宅用地以外の宅地とで、課税標準額の特例や負担調整措置のしくみについて違いがあり、主に次の点への理解がポイントとなる。

- ・ 課税標準額について、住宅用地の場合、評価額の $1/6$ 又は $1/3$ とする特例があること。
- ・ 負担調整措置について、前年度課税標準額に当年度評価額の 5% を加算した額を課税標準額とする（評価額の 20% が下限）点は共通だが、住宅用地以外の宅地には、評価額の 70% を課税標準額の上限（負担水準 60% 未満から上昇させる場合には、評価額の 60% が上限）として据置ゾーンが設けられており、負担水準が 60% から 70% までの場合は、前年度課税標準額を据え置くこととされていること。

※負担水準＝前年度課税標準額／当該年度評価額

問 2（25 点）

本問は、固定資産税の納税義務者についての基本的な理解を問う問題である。

固定資産税は、固定資産の所有者に課すものであるが、土地又は家屋の所有者は、登記がされている場合には、登記簿に登記されている者、登記がされていない場合には、土地補充課税台帳又は家屋補充課税台帳に所有者として登録がされている者が、納税義務者となる。

また、本問では具体の事例における納税義務者が誰となるかを問うこととしており、主に次の点への理解がポイントとなる。

- ・ 売買等により、固定資産税の賦課期日である 1 月 1 日現在で所有権が他に移転している場合であっても、登記簿上の所有権の移転登記がなされていない限り、賦課期日において登記簿に所有者として登記されている者が納税義務者となること。
- ・ 一方、登記簿に登記されている個人が賦課期日前に死亡しているときは、賦課期日において当該土地を現に所有している者（通常は相続人）が納税義務者となること。
- ・ 民法上、家屋に付合した附帯設備は家屋の所有者が所有するものとされ、家屋の所有者が納税義務者となるが、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって所有者とみなし、償却資産として課税することができること。

【第二問】－50 点－

本問は、税額の計算問題を通して固定資産税制度の総合的な理解力を問う問題である。

問 1 は、負担調整措置についての理解を問う問題であり、問 2 は償却資産（移動性償却資産等）についての理解を問う問題である。

問 1 （25 点）

住宅用地、住宅用地以外の宅地及び農地については、それぞれ異なる負担調整措置が講じられている。

本問は、地目や用途の変更があった場合などにおける土地の税額算定を通じて、住宅用地、住宅用地以外の宅地及び農地にかかる負担調整措置についての総合的な理解を問う問題である。

地目変更が行われた場合の、小規模住宅用地のうち用途変更宅地等に該当する場合に適用される負担調整措置の計算、特定市街化区域農地の税額を算定するにあたって、みなし前年度課税標準額に基づく仮定計算、空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する管理不全空家等に該当することとなった場合の取扱いなどについて正しく理解しているかがポイントとなる。

問 2 （25 点）

償却資産の課税標準額については、資産ごとに異なる耐用年数に基づく減価償却、課税標準の特例措置の適用があるほか、移動性・可動性償却資産については配分規則に基づき関係市町村への価格の配分が行われる。

本問は、船舶の税額算定を通じて、これらの規定の適用に関する基本的な理解を問うこととしており、具体的には、資料で与えられた条件に基づき適切に課税標準の特例措置を適用するとともに、固定資産の価格の各市町村への配分にあたっては、二以上の市町村の港へ入港している場合の配分方法に留意して計算する必要がある。